



2022年2月22日

各位

会社名 FHTホールディングス
代表者名 代表取締役社長 車 陸昭
(コード: 3777、JASDAQ)
問合せ先 取締役経営企画管理本部長 森蔭 政幸
(TEL. 03-6261-0081)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、定款の一部変更について2022年3月24日開催の第28期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

- ① オフィスフロアを集約し、業務の効率化を図るため、現行第3条（本店の所在地）を東京都港区に変更するものであります。この変更は2022年4月1日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨を附則で規定するものであります。なお、当該附則は効力発生日経過後、これを削除するものとしします。
- ② 現状の事業内容との整合性をより高めること及び今後の事業展開に備えるために、現行定款第2条（目的）の内容について、整理及び追加するものであります。
- ③ 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施工されることに伴い、株主総会資料の電子提供措置が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - A) 株主総会参考資料等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - B) 株主総会参考資料等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - C) 株主総会資料の電子提供措置制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - D) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとしします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。(下線部は変更の箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) <u>情報通信システム・ソフトウェアの企画、設計、開発、運用、保守及びこれらのコンサルティングに関する業務</u></p> <p>(5) <u>情報通信システム上の商品・サービス販売システムの企画、設計、開発、運用、保守及びこれらのコンサルティングに関する業務</u></p> <p>(6) <u>インターネット等を利用した通信販売業ならびに情報提供の仲介</u></p> <p>(7) <u>インターネット等における代金決済システムの運用及び導入代行業務</u></p> <p>(8)～(16) (省略)</p> <p>(17) <u>コンピューターシステムのコンサルタント業</u></p> <p>(18) <u>コンピューターシステム及び操作に関する教育</u></p> <p>(19)～(20) (省略)</p> <p>(21) <u>工業所有権、著作権等の知的所有権の取得及び使用許諾に関する業務</u></p> <p>(22) <u>インターネットを利用した映像、音楽等の情報提供サービスの企画、運営</u></p> <p>(23) <u>情報処理サービス業及び情報提供サービス業</u></p> <p>(24) <u>映像、音楽作品の販売</u></p> <p>(25) <u>音楽楽曲の利用の開発</u></p> <p>(26) (省略)</p> <p>(27) <u>CD、DVD等の映像、音声、ゲーム媒体等の企画、製作及び販売ならびにこれらに記録された映像、音声、ゲーム等デジタルコンテンツの配信</u></p> <p>(28) (省略)</p> <p>(29) <u>通信システムによる情報の収集・処理及び販売</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>(4) <u>情報通信システム・ソフトウェアの企画、設計、開発、運用、保守及びこれらのコンサルティングに関する業務</u>ならびにシステム・ソフトウェアの操作に関する教育</p> <p>(変更案(5)に統合して削除)</p> <p>(5) <u>インターネット等を利用した通信販売業、情報の収集・処理・提供及び販売システムの企画、運営ならびに代金決済システムの運用、管理及び導入代行業務</u></p> <p>(変更案(5)に統合して削除)</p> <p>(6)～(14) (現行どおり)</p> <p>(変更案(4)に統合して削除)</p> <p>(変更案(4)に統合して削除)</p> <p>(15)～(16) (現行どおり)</p> <p>(17) <u>工業所有権、著作権等の知的所有権の取得及び使用許諾に関する業務</u>ならびに知的所有権取得及び技術指導に関するコンサルティング業務</p> <p>(18) <u>インターネットを利用した映像、音楽等の情報提供サービスの企画、運営ならびに映像、音楽作品の販売、音楽楽曲の利用開発</u></p> <p>(変更案(5)に統合して削除)</p> <p>(変更案(18)に統合して削除)</p> <p>(変更案(18)に統合して削除)</p> <p>(19) (現行どおり)</p> <p>(変更案(18)に統合して削除)</p> <p>(20) (現行どおり)</p> <p>(変更案(5)に統合して削除)</p>

(30)～(35) (省略)	(21)～(26) (現行どおり)
(36) <u>ビル・メンテナンス業務等のプロパティ・マネジメント業務</u>	(変更案(29)に統合して削除)
(37)～(38) (省略)	(27)～(28) (現行どおり)
(39) <u>不動産事業及び不動産事業に関するコンサルティングならびにマネジメント業務の受託または請負</u>	(29) <u>不動産事業及び不動産事業に関するコンサルティングならびに不動産のプロパティマネジメントに関する業務の受託または請負</u>
(新設)	(30) <u>機械式駐車設備工事の請負、施工及び保守点検、修繕工事及びこれらのコンサルティングに関する業務</u>
(40) (省略)	(31) (現行どおり)
(41) <u>キャラクター商品の企画、開発、製造及び販売</u>	(削除)
(42) <u>キャラクターおよびキャラクター商品ならびにオリジナル商品の企画、開発、デザインの販売</u>	(削除)
(43) <u>建築工事、土木工事、大工工事、左官工事、とび・土木・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、水道施設工事及び消防施設工事の請負・施工・設計・工事監理及びそれらの仲介・斡旋・コンサルティングならびにマネジメント業務の受託または請負</u>	(32) <u>建築工事、屋根工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、機械器具設置工事、電気通信工事の請負・施工・設計・工事監理及びそれらの仲介・斡旋・コンサルティングならびにマネジメント業務の受託または請負</u>
(44) <u>砂・土・石等の採石業及びそれらの仲介・斡旋・コンサルティングならびにマネジメント業務の受託または請負</u>	(削除)
(45) <u>除染事業及び除染事業に関するコンサルティングならびにマネジメント業務の受託または請負</u>	(削除)
(46) <u>インターネットその他の電気通信設備を利用した商品の購入及び役務の提供に関するシステム及びこれに係わる決済システムの管理及び利用提供</u>	(変更案(5)に統合して削除)
(47) <u>インターネットのホームページ及びインターネットによる商品売買システムの企画、運営並びに管理</u>	(変更案(5)に統合して削除)
(48) <u>インターネットを利用した広告、商品販売及び各種情報提供サービス</u>	(変更案(5)に統合して削除)
(49) <u>インターネットを利用した商品の売買及びサービスの提供</u>	(変更案(5)に統合して削除)
(50)～(52) (省略)	(33)～(35) (省略)

<p><u>(53)再生可能エネルギー等を利用した発電及び電気の供給に関する事業</u></p> <p><u>(54)地熱の調査、開発、計測ならびに熱供給事業</u></p> <p><u>(55)地熱、温泉熱、太陽光、工場排熱等の再生可能エネルギー等を有効利用した事業及びそのコンサルタント業務</u></p> <p><u>(56)再生可能エネルギー発電設備及びシステム、その関連商品の設計、施工、仕入れ、販売、賃貸、リース、管理及び保守</u> (新設)</p> <p><u>(57)～(63) (省略)</u></p> <p><u>(64)特許ライセンス取得及び技術指導の仲介</u></p> <p><u>(65)～(67) (省略)</u></p> <p>第2項 (省略) (本店所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都台東区に置く。</p> <p>第4条～第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (新設)</p>	<p><u>(36)再生可能エネルギー等を利用した発電ならびに電気の供給事業及び再生可能エネルギー等を有効利用した事業に関するコンサルタント業務</u> (変更案(36)に統合して削除) (変更案(36)に統合して削除)</p> <p><u>(37)再生可能エネルギー発電設備及びシステム、蓄電設備、その関連商品の設計、施工、仕入れ、販売、賃貸、リース、管理及び保守</u></p> <p><u>(38)自動車用蓄電池の再生・流通に関する企画、開発、販売、施工、リース、レンタル及びこれらのコンサルティングに関する業務</u></p> <p><u>(39)～(45) (現行どおり)</u> (変更案(17)に統合して削除)</p> <p><u>(46)～(48) (現行どおり)</u></p> <p>第2項 (現行どおり) (本店所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>第4条～第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条 (現行どおり) (削除)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供措置)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考資料等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
---	--

<p>第16条～第20条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第21条～第32条（条文省略）</p> <p>第5章 監査役</p> <p>第33条～第42条（条文省略）</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第43条～第46条（条文省略）</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第48条～第50条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第16条～第20条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第21条～第32条（現行どおり）</p> <p>第5章 監査役</p> <p>第33条～第42条（現行どおり）</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第43条～第46条（現行どおり）</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第48条～第50条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p><u>第1条 第3条（本店所在地）の変更は、2022年4月1日までに開催される取締役会において決定するものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p> <p><u>第2条 第15条（株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第15条（株主総会資料の電子提供措置）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条但書に定める施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日に開催する株主総会については、定款第15条（株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本状の規定は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後、これを削除する。</u></p>
--	---

2. 日程

定款変更のための株主総会決議日	2022年3月24日（予定）
定款変更の効力発生日	2022年3月24日（予定）

以 上